

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年3月13日（金曜日）

定期第 2666 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
〇規則		公職選挙法施行令による指定施設の名称変更	160
神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（環境農政・環境計画課）	153	公職選挙法施行令による施設の指定取消し	160
生活保護法施行細則の一部を改正する規則（保健福祉・生活援護課）	153	地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	160
〇告示		地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数	160
土地改良区の定款変更認可（横須賀三浦地域県政総合センター）	153	地方自治法等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	161
特定計量器の定期検査の実施（産業技術センター）	154	〇公告	
土地区画整理組合の解散認可（県土整備・都市整備課）	154	神奈川県土地利用基本計画の変更の要旨（政策・土地水資源対策課）	161
道路の区域変更（3件）（県土整備・道路管理課）	154	特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民・NPO協働推進課）	161
急傾斜地崩壊危険区域の指定（県土整備・砂防海岸課）	155	基本測量の実施通知（県土整備・建設業課）	162
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定（2件）（県土整備・砂防海岸課）	155	公共測量の終了通知（2件）（県土整備・建設業課）	162
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定（県土整備・砂防海岸課）	159	事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者（県土整備・建設業課）	162
〇選挙管理委員会告示		開発行為に関する工事の完了（2件）（県土整備・建築指導課）	163
公職選挙法施行令による施設の指定	160	政務活動費の交付の方法等（2件）（議会・経理課）	163

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関において掲示し、併せて、かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第7号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「若しくは第18条第16項」を「又は第18条第18項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第8号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和48年神奈川県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中第24号を第26号とし、第14号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 法第55条の6第1項の規定により被保護者就労支援事業を実施すること。

(15) 法第55条の6第2項の規定により被保護者就労支援事業の事務を委託すること。

第1号様式中「の開始を必要」を「を受けよう」に改める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

神奈川県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により

三浦市諸磯小網代土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第88号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第20条第1項の規定により、指定期限検査機関公益社団法人神奈川県計量協会に次のとおり実施させる。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 検査対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

2 検査を行う区域、期日及び場所

区 域	検 査 期 日	検査場所
中郡 (大磯町及び二宮町)	平成27年4月13日(月)から同年10月9日(金)まで(神奈川県の休日を定める条例(平成元年神奈川県条例第12号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)	特定計量器の所在場所又は公益社団法人神奈川県計量協会 横浜市神奈川区浦島丘4 電話(045)401-4420
足柄上郡 (中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町)	同	同
愛甲郡 (愛川町及び清川村)	平成27年5月11日(月)から同年11月6日(金)まで(休日を除く。)	同
海老名市	平成27年6月1日(月)から同年11月27日(金)まで(休日を除く。)	同
座間市	同	同
綾瀬市	同	同
伊勢原市	平成27年8月31日(月)から平成28年2月26日(金)まで(休日を除く。)	同
秦野市	平成27年9月28日(月)から平成28年3月25日(金)まで(休日を除く。)	同
逗子市	平成28年1月25日(月)から同年3月31日(木)まで(休日を除く。)	同
三浦市	同	同

神奈川県告示第89号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 組合の名称

藤沢市菖蒲沢境土地区画整理組合

2 設立認可の年月日

平成4年7月7日

3 解散認可の年月日

平成27年 3月13日

神奈川県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、平成27年3月13日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

横浜伊勢原

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
藤沢市用田字大河内1,592番2から 同 1,496番8 まで	旧	25.8メートルから 28.5メートルまで	285メートル
同	新	26.2メートルから 61.0メートルまで	同

神奈川県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターにおいて、平成27年3月13日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

一般国道

2 路線名

135号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
足柄下郡湯河原町福浦字曾根川400番4から 同 方仙 山387番イー3まで	旧	9.9メートルから 14.6メートルまで	72メートル

同	新	11.2メートルから 16.0メートルまで	同
---	---	--------------------------	---

神奈川県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターにおいて、平成27年3月13日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

成田下曽我停車場

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
小田原市千代字古屋敷677番3から 同 地先まで	旧	6.9メートルから 9.6メートルまで	71メートル
同	新	9.6メートルから 13.0メートルまで	同

神奈川県告示第93号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成27年3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

鴨居3丁目B地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第6号までを順次結んだ線及び標柱第6号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第1号	横須賀市鴨居三丁目727番1
第2号	同 1,465番
第3号	同 1,450番

第4号	同	1,461番1
第5号	同	
第6号	同	

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城所1	平塚市城所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
岡崎1	平塚市岡崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
岡崎2	平塚市岡崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
岡崎3	平塚市岡崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
岡崎4	平塚市岡崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
岡崎5	平塚市岡崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
真田四丁目1	平塚市真田四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
広川1	平塚市広川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
片岡1	平塚市片岡のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
片岡2	平塚市片岡、南金目及びびめぐみが丘二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
千須谷1	平塚市千須谷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
南金目1	平塚市南金目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
南金目2	平塚市南金目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
南金目3	平塚市南金目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
南金目4	平塚市南金目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
南金目5	平塚市南金目及び土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
南金目6	平塚市南金目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
南金目7	平塚市南金目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋1	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

土屋 2	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	万田 3	平塚市万田及び高根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋 3	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	万田 4	平塚市万田及び中郡大磯町東小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋 4	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	万田 5	平塚市万田及び中郡大磯町西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋 5	平塚市土屋及び上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	万田 6	平塚市万田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋 6	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	万田 7	平塚市万田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋 7	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	万田 8	平塚市万田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋 8	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	高根 1	平塚市高根、万田及び山下のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋 9	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	高根 2	平塚市高根、山下、中郡大磯町高麗及び高麗二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋10	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	高根 3	平塚市高根及び万田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋11	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	高根 4	平塚市高根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋12	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	公所 1	平塚市公所及びめぐみが丘一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋13	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	公所 2	平塚市公所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋14	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	公所 3	平塚市公所、日向岡二丁目及び根板間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋15	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	日向岡二丁目 1	平塚市日向岡二丁目及び根板間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋16	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根板間 1	平塚市根板間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋17	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根板間 2	平塚市根板間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋18	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根板間 3	平塚市根板間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋19	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	めぐみが丘一丁目 1	平塚市めぐみが丘一丁目、めぐみが丘二丁目及び片岡のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋20	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	めぐみが丘二丁目 1	平塚市めぐみが丘二丁目及び上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋21	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上吉沢 1	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋22	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上吉沢 2	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋23	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上吉沢 3	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋24	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上吉沢 4	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋25	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上吉沢 5	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋26	平塚市土屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上吉沢 6	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
出縄 1	平塚市出縄及び根板間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上吉沢 7	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
出縄 2	平塚市出縄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上吉沢 8	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
出縄 3	平塚市出縄及び下吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊			
万田 1	平塚市万田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊			
万田 2	平塚市万田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊			

上吉沢 9	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	虫窪 7	中郡大磯町虫窪のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 10	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	虫窪 8	中郡大磯町虫窪及び生沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 11	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	虫窪 9	中郡大磯町虫窪及び国府新宿のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 12	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	虫窪 10	中郡大磯町虫窪、国府新宿、石神台一丁目及び月京のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 13	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	国府新宿 1	中郡大磯町国府新宿及び石神台三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 14	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	国府新宿 2	中郡大磯町国府新宿、石神台二丁目、石神台三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 15	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	国府新宿 3	中郡大磯町国府新宿のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 16	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	国府新宿 4	中郡大磯町国府新宿及び国府本郷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 17	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	石神台三丁目 1	中郡大磯町石神台三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 18	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	石神台三丁目 2	中郡大磯町石神台三丁目及び国府新宿のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上吉沢 19	平塚市上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	石神台二丁目 1	中郡大磯町石神台一丁目、石神台二丁目及び石神台三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
下吉沢 1	平塚市下吉沢及び上吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	月京 1	中郡大磯町月京、虫窪及び石神台一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
下吉沢 2	平塚市下吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	月京 2	中郡大磯町月京及び生沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
下吉沢 3	平塚市下吉沢及び中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	生沢 1	中郡大磯町生沢及び月京のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
下吉沢 4	平塚市下吉沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	生沢 2	中郡大磯町生沢及び虫窪のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西久保 1	中郡大磯町西久保のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	生沢 3	中郡大磯町生沢及び虫窪のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西久保 2	中郡大磯町西久保のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	生沢 4	中郡大磯町生沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西久保 3	中郡大磯町西久保のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	生沢 5	中郡大磯町生沢及び寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西久保 4	中郡大磯町西久保のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	生沢 6	中郡大磯町生沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
黒岩 1	中郡大磯町黒岩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	生沢 7	中郡大磯町生沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
黒岩 2	中郡大磯町黒岩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	生沢 8	中郡大磯町生沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
黒岩 3	中郡大磯町黒岩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	寺坂 1	中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
黒岩 4	中郡大磯町黒岩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	寺坂 2	中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
黒岩 5	中郡大磯町黒岩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	寺坂 3	中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
虫窪 1	中郡大磯町虫窪のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	寺坂 4	中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
虫窪 2	中郡大磯町虫窪のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	寺坂 5	中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
虫窪 3	中郡大磯町虫窪及び黒岩のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	寺坂 6	中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
虫窪 4	中郡大磯町虫窪のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊			
虫窪 5	中郡大磯町虫窪のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊			
虫窪 6	中郡大磯町虫窪及び生沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊			

寺坂 7	中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
寺坂 8	中郡大磯町寺坂及び西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
寺坂 9	中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
寺坂10	中郡大磯町寺坂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
寺坂11	中郡大磯町寺坂及び生沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府本郷 1	中郡大磯町国府本郷及び生沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府本郷 2	中郡大磯町国府本郷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府本郷 3	中郡大磯町国府本郷及び西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府本郷 4	中郡大磯町国府本郷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府本郷 5	中郡大磯町国府本郷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府本郷 6	中郡大磯町国府本郷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府本郷 7	中郡大磯町国府本郷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
国府本郷 8	中郡大磯町国府本郷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯 1	中郡大磯町西小磯及び国府本郷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯 2	中郡大磯町西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯 3	中郡大磯町西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯 4	中郡大磯町西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯 5	中郡大磯町西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯 6	中郡大磯町西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯 7	中郡大磯町西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯 8	中郡大磯町西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯 9	中郡大磯町西小磯及び東小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯10	中郡大磯町西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小磯11	中郡大磯町西小磯及び東小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
東小磯 1	中郡大磯町東小磯及び西小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
東小磯 2	中郡大磯町東小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
東小磯 3	中郡大磯町東小磯及び大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
東小磯 4	中郡大磯町東小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

東小磯 5	中郡大磯町東小磯及び大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大磯 1	中郡大磯町大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大磯 2	中郡大磯町大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大磯 3	中郡大磯町大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大磯 4	中郡大磯町大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大磯 5	中郡大磯町大磯及び東小磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大磯 6	中郡大磯町大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大磯 7	中郡大磯町大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大磯 8	中郡大磯町大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大磯 9	中郡大磯町大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
高麗 1	中郡大磯町高麗、高麗二丁目及び大磯のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
高麗 2	中郡大磯町高麗及び高麗二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県平塚土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第95号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地獄下沢	中郡大磯町及び平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
地獄上沢	中郡大磯町及び平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
高根沢	平塚市及び中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
万田B沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
宮下沢-2	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
宮下沢-3	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
琵琶沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
土屋B沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
土屋A沢-1	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流

土屋A沢－2	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	境川－1	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
土屋C沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	虫窪沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流
谷戸沢－1	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県平塚土木事務所において一般の縦覧に供する。)		
鷹取下沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流			

神奈川県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
万田A沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	万田A沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
弁天沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	弁天沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
地獄沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	地獄沢	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
宮下沢－1	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	宮下沢－1	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
まむし沢－1	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	まむし沢－1	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
まむし沢－2	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	まむし沢－2	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
下吉沢－1	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	下吉沢－1	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
下吉沢－2	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	下吉沢－2	平塚市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
谷戸沢－2	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	谷戸沢－2	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
鷹取上沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	鷹取上沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
鷹取中沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	鷹取中沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
生沢－1	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	生沢－1	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
生沢－2	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	生沢－2	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
境川－2	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	境川－2	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
不動川第二沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	不動川第二沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
鴨立沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	鴨立沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三沢川	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	三沢川	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
不動川第一沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	不動川第一沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
東小磯沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	東小磯沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
西小磯A沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	西小磯A沢	中郡大磯町の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県平塚土木事務所において一般の縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項の規定による施設として、次のとおり指定した。

平成27年3月13日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山 田 吉 三 郎

名 称	所 在 地
ライフワーク権太坂	横浜市保土ヶ谷区権太坂2-11の43
グットタイムリビング長津田みなみ台	横浜市緑区長津田みなみ台2-12の13
社会福祉法人緑樹会介護老人福祉施設ラベ瀬谷	横浜市瀬谷区目黒町21の10
グットタイムリビング新百合ヶ丘	川崎市麻生区万福寺1-11の32丘
サニーステージ野比武番館	横須賀市野比5-3の2

神奈川県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項の規定により指定した施設の名称の変更があった。

平成27年3月13日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山 田 吉 三 郎

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(株)ベネッセスタイルケアグラニー保土ヶ谷・横浜	(株)ベネッセスタイルケアメディカルホームグラニー保土ヶ谷・横浜	平成27年2月4日
ベネッセホームくらら青葉台	メディカルホームくらら青葉台	平成24年10月1日

神奈川県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項の規定による次の施設の指定を取り消した。

平成27年3月13日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山 田 吉 三 郎

名 称	所 在 地
別府病院	藤沢市弥勒寺1-23の10

神奈川県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、147,830である。

平成27年3月13日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山 田 吉 三 郎

神奈川県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月13日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山 田 吉 三 郎

選 挙 区 名	選挙区内において選挙権を有する者の総数の3分の1の数
横 浜 市 鶴 見 区	76,022
同 神 奈 川 区	63,812
同 西 区	26,836
同 中 区	38,360
同 南 区	54,349
同 港 南 区	59,852
同 保 土 ヶ 谷 区	55,844
同 旭 区	68,558
同 磯 子 区	45,548
同 金 沢 区	55,768
同 港 北 区	91,784
同 緑 区	47,595
同 青 葉 区	81,321
同 都 筑 区	53,089
同 戸 塚 区	73,977
同 栄 区	33,925
同 泉 区	42,002
同 瀬 谷 区	33,959
川 崎 市 川 崎 区	59,417
同 幸 区	43,137

同 中 原 区	65,440
同 高 津 区	59,743
同 宮 前 区	59,612
同 多 摩 区	56,240
同 麻 生 区	46,328
相 模 原 市 緑 区	47,089
同 中 央 区	71,873
同 南 区	74,893
横 須 賀 市	114,832
平 塚 市	69,870
鎌 倉 市	49,336
藤 沢 市	113,646
小 田 原 市	53,618
茅 ヶ 崎 市	64,974
逗 子 市 ・ 三 浦 郡	25,743
三 浦 市	13,277
秦 野 市	44,563
厚 木 市	60,093
大 和 市	62,677
伊 勢 原 市	26,868
海 老 名 市	34,715
座 間 市	35,172
南 足 柄 市	11,998
綾 瀬 市	22,311

高 座 郡	12,955
中 郡	17,446
足 柄 上 郡	18,199
足 柄 下 郡	13,405
愛 甲 郡	11,767

神奈川県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、1,023,934である。

平成27年 3月13日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山 田 吉 三 郎

公 告

国土利用計画法第9条第1項の規定により変更した神奈川県土地利用基本計画の要旨は、次のとおりです。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 変更の内容

神奈川県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更 2 か所

	変更した地域区分	変更した地域が所在する市町村	拡大又は縮小の別	変更部分の面積
1	農業地域	藤沢市	縮小	2 ha
2	農業地域	伊勢原市	縮小	38ha

2 変更年月日

平成27年 3月 3日

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 3月 6日	NPO法人K A J I M E N J A P A N	隅 淳一	鎌倉市由比ガ浜3丁目1番28号	この法人は、共働き、女性の社会進出、シニア男性の一人暮らし、家族の介護をする男性介護者の増加と背景は様々であるが今ほど男性に家事力が求められることはないという考えの下、未婚の男性・育児中の男性

・共働きの男性・シニアの男性とその家族である女性
に対して、男性の正しい家事の必要性・知識・実技を
伝える事業を行い男女共同参画社会の形成の促進に寄
与することを目的とする。

測量法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長か
ら次のとおり基本測量を実施する旨通知がありました。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」修正測量及び「国
土広域情報」修正測量)

2 測量の地域

神奈川県全域

3 測量の期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、
南関東防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知
がありました。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量(基準点測量及び施設測量)

2 測量の地域

座間市座間

3 測量の期間

平成26年 5月30日から平成27年 1月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、
藤沢市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知があ
りました。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量

2 測量の地域

藤沢市内

3 測量の期間

平成27年 1月16日から同年 2月27日まで

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、
宅地建物取引業法第67条第1項の規定により公告します。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1(1)商号又は名称 浜商建物株式会社

(2)代 表 者 小柴 紀雄

(3)主たる事務所 横浜市南区宮元町一丁目23番地

(4)免 許 番 号 神奈川県知事(1)8760

(5)免 許 年 月 日 平成24年11月 7日

2(1)商号又は名称 有限会社啓永住宅

(2)代 表 者 永井 啓之

(3)主たる事務所 相模原市中央区中央一丁目 1番17号

(4)免 許 番 号 神奈川県知事(7)17068

(5)免 許 年 月 日 平成24年10月24日

3(1)商号又は名称 有限会社マンライツ

(2)代 表 者 萬燈 往男

(3)主たる事務所 相模原市中央区相模原六丁目22番 9号 朝日
相模原ビル 6階

(4)免 許 番 号 神奈川県知事(5)20488

(5)免 許 年 月 日 平成23年 8月25日

4(1)商号又は名称 株式会社ディー・エム・シーインターナショ
ナル

(2)代 表 者 池田 寛

(3)主たる事務所 相模原市中央区千代田二丁目 2番15号 メイ
プルビル1990

(4)免 許 番 号 神奈川県知事(2)26109

(5)免 許 年 月 日 平成23年 9月15日

5(1)商号又は名称 南林間不動産

(2)代 表 者 高橋 章夫

(3)主たる事務所 大和市南林間 1-19の16

(4)免 許 番 号 神奈川県知事(2)26857

(5)免 許 年 月 日 平成25年 8月 5日

6(1)商号又は名称 株式会社ボイスよこはま

(2)代 表 者 鈴木 淳

(3)主たる事務所 横浜市西区高島二丁目 5番 5号 ハイッ横浜
202

(4)免 許 番 号 神奈川県知事(1)27489

(5)免 許 年 月 日 平成22年 6月 4日

7(1)商号又は名称 アイ・アソシエイト株式会社

(2)代 表 者 井口 知也

(3)主たる事務所 横浜市中区不老町三丁目15番 1号 アーベイ
ンルネス長者町811号

(4)免 許 番 号 神奈川県知事(1)27522

(5)免 許 年 月 日 平成22年 6月25日

8(1)商号又は名称 株式会社オルメス

(2)代 表 者 山崎 晴義

(3)主たる事務所 横浜市緑区中山町326番地 2

(4)免 許 番 号 神奈川県知事(1)28043

(5)免 許 年 月 日 平成23年10月25日

9(1)商号又は名称 株式会社グレース

(2)代 表 者 大野 正勝

(3)主たる事務所 伊勢原市石田1,464番地 1
 (4)免 許 番 号 神奈川県知事(1)28212
 (5)免 許 年 月 日 平成24年 5月25日

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工
 事の完了を次のとおり公告します。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市上粕屋字一ノ郷下2,544の3ほか18筆
開発区域の面積	2,943.05平方メートル
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市桜台2-24の18
開発許可を受けた者の氏名	株式会社トーシンファミリー 代表取締役 藤江 伸二
開発許可年月日及び許可番号	平成26年 3月26日 平土第610140号

2

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町大曲1-175の4
開発区域の面積	869.83平方メートル
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町大曲1-20の20
開発許可を受けた者の氏名	高橋 聡暢
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	平成26年 5月 2日 平土第610004号 (平成27年 2月24日 平土第610086号)

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工
 事の完了を次のとおり公告します。

平成27年 3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1

開発区域に含まれる地域の名称	座間市南栗原1-3,155の1ほか13筆
開発区域の面積	1,370.37平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市東柏ヶ谷2-24の4
開発許可を受けた者の氏名	株式会社圓商事 代表取締役 岸野 俊一
開発許可年月日及び許可番号	平成26年 9月12日 厚土東第610053号

2

開発区域に含まれる地域の名称	座間市入谷5-1,955の3ほか14筆及び5-1,958の2の一部ほか1筆の一部
開発区域の面積	1,672.90平方メートル
開発許可を受けた者の住所	座間市入谷5-21の1

開発許可を受けた者の氏名	有限会社シマナ 代表取締役 島名 謙一郎
開発許可年月日及び許可番号	平成26年11月12日 厚土東第610073号

3

開発区域に含まれる地域の名称	座間市入谷5-2,032の6ほか12筆及び5-2,032の32の一部ほか1筆の一部
開発区域の面積	1,577.84平方メートル
開発許可を受けた者の住所	座間市新田宿491の8
開発許可を受けた者の氏名	株式会社かおる建設工業 代表取締役 芥川 薫
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	平成26年10月15日 厚土東第610065号 (平成26年12月24日 厚土東第610093号)

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第1項の
 規定により会派届の提出がありましたので、同条例第7条第4項
 の規定により次のとおり公告します。

平成27年 3月13日

神奈川県議会議長 向 笠 茂 幸

- 1 会派の名称
立政会神奈川県議会議員団
- 2 政務活動費の交付の方法
議員に交付する方法

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第2項の
 規定により会派異動届の提出がありましたので、同条例第7条第
 4項の規定により次のとおり公告します。

平成27年 3月13日

神奈川県議会議長 向 笠 茂 幸

会派の名称	異動事項	新	旧
県政会神奈川県議会議員団	交付の方法	議員に交付する 方法	会派及び議員に交 付する方法 会派に交付する額 (1人当たりの月 額) 30,000円 議員に交付する額 (1人当たりの月 額) 500,000円